

デジタル臨時行政調査会 作業部会

テクノロジーベースの規制改革推進委員会の開催について

令和4年9月27日

デジタル副大臣決裁

- 1 デジタル臨時行政調査会 作業部会の下、横断的な見直しに活用可能なデジタル技術の精査、安全性や実効性等が確認されたデジタル技術の他の規制への適用可能性等の検討を行うため、テクノロジーベースの規制改革推進委員会を開催する。
- 2 テクノロジーベースの規制改革推進委員会の構成員は、次のとおりとする。ただし、座長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

座長 江崎 浩

構成員 安全性や実効性等の観点からのデジタル技術の評価に関し優れた識見を有する者のうちから座長が指名する者
- 3 テクノロジーベースの規制改革推進委員会の庶務は、内閣官房及び内閣府の協力を得て、デジタル庁において処理する。
- 4 前各項に定めるもののほかテクノロジーベースの規制改革推進委員会の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。